

市県民税の申告は 3月16日(月)までです

忘れずに
申告
しましょう

	日	月	火	水	木	金	土	
受付日時	9:00 から 16:00 まで		9:00 から 16:00 まで		2/6 9:00 から 15:00 まで	7 9:00 から 16:00 まで	8 実施しません	
対象地区	生保内地区全域		神代地区全域		田沢地区全域	生保内地区全域		
相談会場	田沢湖総合開発センター		神代就業改善センター		田沢交流センター	田沢湖総合開発センター		
受付日時	9 9:00 から 16:00 まで	10 9:00 から 16:00 まで	11 9:00 から 16:00 まで	12 9:00 から 11:30 まで	13 9:00 から 16:00 まで	14 9:00 から 16:00 まで	15 実施しません	
対象地区	生保内地区全域		神代地区全域		神代地区全域			
相談会場	田沢湖総合開発センター		神代就業改善センター		神代就業改善センター			
受付日時	16 実施しません	17 9:00 から 16:00 まで	18 9:00 から 11:30 まで	19 9:00 から 15:00 まで	20 9:00 から 16:00 まで	21 9:00 から 11:30 まで	22 実施しません	
対象地区	実施しません	神代地区全域		上松木内地区全域	松木内地区全域		実施しません	
相談会場	実施しません	神代就業改善センター		紙風船館	松木内地区公民館		実施しません	
受付日時	23 9:00 から 16:00 まで	24 9:00 から 16:00 まで	25 9:00 から 16:00 まで	26 9:00 から 11:30 まで	27 9:00 から 16:00 まで	28 9:00 から 11:30 まで	29 実施しません	
対象地区	西明寺地区全域		中川地区全域		中川地区全域			
相談会場	西木総合開発センター		中川集落センター		中川集落センター			
	日	月	火	水	木	金	土	
受付日時	3/1 実施しません	2 9:00 から 16:00 まで	3 9:00 から 11:30 まで	4 9:00 から 16:00 まで	5 9:00 から 16:00 まで	6 9:00 から 11:30 まで	7 実施しません	
対象地区	実施しません	白岩地区全域		雲沢地区全域			実施しません	
相談会場	実施しません	白岩集落センター		雲沢集落センター			実施しません	
受付日時	8 9:00 から 16:00 まで	9 9:00 から 16:00 まで	10 9:00 から 16:00 まで	11 9:00 から 16:00 まで	12 9:00 から 16:00 まで	13 9:00 から 16:00 まで	14 実施しません	
対象地区	角館町内全域							
相談会場	角館交流センター							
受付日時	15 9:00 から 16:00 まで	16 9:00 から 16:00 まで						
対象地区	角館町内全域							
相談会場	角館交流センター							

対象地区ごとに日数を調整しています。なるべくお住まいの地区の相談会場での申告をお願いします。

申告書および医療費控除の明細書用紙について

用紙の事前送付はしていません。各庁舎・各出張所の窓口にて備えて付けてありますのでご利用ください(市町村民税・県民税(国民健康保険税)申告書、医療費控除の明細書については市ホームページ(https://www.city.semboku.akita.jp/citizens/dl_service/zeimu_minzei.html)からダウンロードすることもできます)。
農業や事業を営んでいる方で青色申告をされている方については、申告相談での申告書の作成ができませんので、直接税務署に申告してください。

令和2年1月1日現在、仙北市にお住まいの方は、仙北市に前年中(平成31年1月1日から令和元年12月31日まで)の収入状況を申告しなければなりません。申告書用紙は1月下旬から税務課、各地域センターおよび各出張所の窓口にて備え付けますので、3月16日(月)までに申告してください。

なお、2月6日(休)から3月16日(月)まで日程表のとおり申告相談日を設けますので、ご利用ください。

※申告相談は本人の自己申告を元に申告書の作成、相談に応じるものです。必要な資料などをお持ちいただけない場合には、申告書を作成できないことがあります。

※農業・営業・不動産収入がある方は、「収支内訳書」をあらかじめ作成してから、会場にお越しください。作成されていない場合は、申告相談をお受けできません。

※申告相談は税務課、各地域センターおよび各出張所の窓口では受付を行わないのでご注意ください。

申告が必要な方
給与や年金※のほか、農業や事業を営んでいる方や、家賃・地代・小作料・受取保険金・譲渡所得(土地・家屋を売った)などの収入がある方は申告をしなければなりません。
※公的年金などに係る確定申告不要制度
公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得が20万円以下である場合には、税務署への確定申告は不要ですが、**市県民税の申告が必要**です。ご注意ください。

収入が全くない方も申告の必要があります
申告をしないと、公営住宅入居・児童手当・保育園入園・公的年金・事業資金の融資などの申請に必要な住民税の課税・非課税証明書の交付や、国民健康保険税の軽減制度が受けられませんが、**注意**してください。また、非課税年金(障害年金、遺族年金など)受給者についても申告が必要です。

次の方は原則市県民税の申告は必要ありません
①税務署に確定申告書を提出する方
②給与収入のみの方で、勤務先で年末調整を済ませた方(ただし、各種控除の適用を受けようとする方は除きます)

申告相談に持参するもの
①申告する方全員の**マイナンバーがわかるもの**
マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー付き住民票のいずれか

②申告する方全員の**身元が確認できるもの**
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など

③印鑑

④収入額などを証明するもの
給与所得者や年金受給者は、源泉徴収票などの収入が明らかとなるもの

⑤各種控除の適用を受ける際の証明となるもの
●農業所得を含む事業所得者は、収支計算書、領収書や帳簿類
●その他の所得がある方は、収入額を証明するものや必要経費がわかるもの
●(例)
●寄付金の領収書
●健康保険料、介護保険料の領収書など
●国民年金保険料、生命保険料、地震保険料などの控除証明書
●障害者手帳、療育手帳、学生証などの証明書
●医師などが発行する証明書(おむつを使う必要がある方)
●福祉事務所が発行する認定書(寝たきりなどによる介護を要する方)
●医療費控除を受ける場合には、「医療費控除の明細書」を提出すると、「医療費控除の明細書」に必要事項を記入し、会場へお越しください。また、令和元年分(平成31年分)の確定申告までは従来どおり医療費領収書の提示でもできます。誰が、どの病院(薬局)に、いくら支払ったかを必ず任意様式に集計し、会場へお越しください。

e-Tax(申告書などのデータ送信)利用促進のお願い
申告相談の手続きを効率的に行えるよう「e-Tax」の利用を推進しています。申告内容を電子で送信するため、記名押印や添付書類の税務署への提出省略(確認のため提示はしていただきます)、作業時間短縮、所得税還付金の早期還付など、一連の手続きを格段に早く終わらせることができます。
納税者の利便性向上に繋がることから、申告相談の際に職員から説明があると思いますので、ご協力をお願いします。

なお、加入している保険者から交付となった医療費通知書を確認して、記載となっていない医療費がある場合は領収書を確認の上、医療費控除の明細書へ記入してください。

⑥e-Tax「利用者識別番号」がわかるもの(取得されている方のみ)

⑦税務署から送付された「確定申告書用紙」または「確定申告のお知らせ」はがき
※所得税の還付を受ける場合は、「源泉徴収票」および「各種領収書など」の添付が義務付けられています(e-Taxの場合は添付不要ですが、確認のため原本の提示はしていただきます)。ない場合は還付が受けられませんので、必ず事業所などから交付を受けてから申告相談にお越しください。
※所得税の還付金は口座振込になりますので、還付先として指定する金融機関の口座がわかるものを用意してください。